

令和 7 年 6 月 30 日

80

石川県知事 殿

石川県小松市八幡イ 1 2 番地 7
特定医療法人社団勝木会
理 事 長 勝 木 保 夫

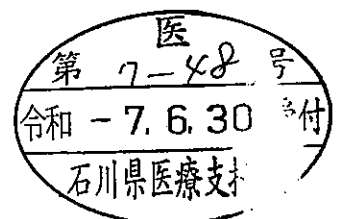
決 算 届

令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで の決算を終了したので、
医療法第 52 条第 1 項及び同法施行規則第 33 条の 2 の 12 第 1 項の規定により届
出します。

(添付書類)

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 6 監事監査報告書
- 7 医療法第 51 条第 2 項の医療法人にあっては、公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 8 社会医療法人にあっては、医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当
する旨を説明する書類
- 9 社会医療法人債を発行した医療法人にあっては、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー
計算書及び附属明細表
- 10 医療法第 51 条第 2 項の医療法人（社会医療法人債を発行した医療法人を除く。）にあって
は、純資産変動計算書及び附属明細表

- (注) 1 毎会計年度終了後 3 月以内に届出すること。
2 副本と合わせ 2 部届出すること。



〔別 紙〕

様式 2

事 業 報 告 書

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 特定医療法人社団勝木会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☒ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、
該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 石川県小松市八幡イ 12 番地 7 石川県小松市土居原町 175 番地
石川県小松市符津町ウ 75-3 石川県小松市寺町 4 番地 2
石川県加賀市作見町ル 90 番地
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる
事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和 50 年 8 月 1 日

- (4) 設立登記年月日 昭和 50 年 8 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	勝木 保夫	
常務理事	勝木 達夫	やわたメディカルセンター管理者
理 事	上田 幸生	芦城クリニック管理者
同	後藤 伸介	
同	滝口 尚之	
同	片山 伸幸	
同	林 裕	令和 6 年 6 月 13 日付け就任
同	太田 裕子	
監 事	山腰 茂広	
同	宮吉 正明	

評議員	潮津 勇	経営有識者（司法書士）
同	河原 正美	医療を受ける者（第一地区社会福祉協議会 元会長）
同	根上 健正	経営有識者（株式会社トーケン 代表取締役会長）
同	和田 学	経営有識者（小松ガス株式会社 代表取締役社長）
同	蕪城 さち子	経営有識者（カブラキスポーツ代表）
同	小見 豊	医療を受ける者
同	西村 一伸	経営有識者（税理士・公認会計士）
同	古川 眞之祐	経営有識者（県産保総合支援センター 労働安全専門職）
同	鈴木 雅敏	医療を受ける者（八幡町内会長）
同	折本 健次	経営有識者（明祥株式会社 代表取締役会長執行役員）
同	宮本 治郎	経営有識者（丸文通商株式会社 代表取締役社長）
同	池上 裕子	自治体関係者（小松市健康福祉部長）
同	西沢 耕一	経営有識者（JA 小松市 代表理事組合長）
同	東 由美子	医療を受ける者（ボランティアグループ代表）
同	谷口 和英	健康産業従事者（公益財団法人北陸体力科学研究所 専務理事）
同	勝木 克子	医療を受ける者
同	勝木 孝子	医療を受ける者

注）１．社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４７条第１項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４９条の４参照）

２ 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	やわたメディカル センター	石川県小松市八幡イ １２番地７	一般病床２０８床
診療所	芦城クリニック	石川県小松市土居原町 １７５番地	

1710310929

1710312248

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
ヘルパーステーションやわた	石川県小松市八幡イ 12 番地 7	R7.3.31 廃止届
通所リハビリテーション やわた健康スタジオ	石川県小松市八幡イ 12 番地 7	
通所リハビリテーション 健康スタジオ加賀温泉駅前	石川県加賀市作見町ル 90 番地	
やわた居宅介護支援事業所	石川県小松市八幡イ 12 番地 7	
やわた居宅療養管理指導事業所	石川県小松市八幡イ 12 番地 7	
丸内・芦城高齢者総合相談センター 【小松市から委託を受けて管理】	石川県小松市土居原町 175 番地	
通所リハビリテーション 芦城クリニック健康スタジオ	石川県小松市土居原町 175 番地	
健康増進センター アエール芦城	石川県小松市土居原町 175 番地	42 条施設
訪問看護ステーション リハケア芦城 芦城サテライト	石川県小松市寺町 4 番地 2	
訪問看護ステーション リハケア芦城 やわた本部	石川県小松市八幡イ 12 番地 7	
訪問看護ステーション リハケア芦城 栗津サテライト	石川県小松市符津町ウ 75-3	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 6 月 13 日	令和 5 年度決算の決定の件
〃	社員の入社 承認の件
〃	役員の選任 承認の件
〃	任期満了に伴う理事・監事改選の件
令和 7 年 3 月 27 日	令和 6 年度関連大学寄付の件
〃	令和 6 年度事業経過報告の件
〃	令和 7 年度関連大学寄付の件
〃	令和 7 年度事業計画及び収支予算の件
〃	令和 7 年度借入金額の最高限度額の件
〃	就業規則変更の件
〃	やわたメディカルセンター周辺土地 購入の件
〃	社員 入社の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債 なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債 なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設 なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容 なし

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

工事及び医療機器等の購入（取得価額 1,000 万円以上）

工事及び医療機器等の名称	供用年月
新館 4 階屋上防水改修工事	令和 6 年 5 月
手術室ウォッシャーディスインフェクター	令和 6 年 7 月
運動負荷・エアロモニタ・ストレングスエルゴシステム	令和 6 年 10 月
移動型デジタル式汎用一体型 X 線透視診断装置	令和 6 年 11 月

様式 3

法人名 特定医療法人社団勝木会
所在地 石川県小松市八幡イ 1 2 番地 7

※医療法人整理番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇

財 産 目 録
(令和7年 3月31日現在)

1. 資 産 額	5,338,969 千円
2. 負 債 額	2,297,104 千円
3. 純 資 産 額	3,041,865 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,408,445
B 固 定 資 産	3,930,524
C 資 産 合 計 (A + B)	5,338,969
D 負 債 合 計	2,297,104
E 純 資 産 (C - D)	3,041,865

(注) ・財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
・※は記入しないこと。(以下同じ)

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式4-1

法人名 特定医療法人社団勝木会

所在地 石川県小松市八幡イ12-7

貸 借 対 照 表

(令和7年 3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,408,444,829	I 流動負債	1,249,996,375
現金・預金	441,940,857	買掛金	145,402,389
医業未収金	903,016,106	短期借入金	877,510,000
前払費用	1,815,167	未払金	29,800,372
仮払金	37,198	未払費用	148,405,524
たな卸資産	39,339,496	未払法人税等	11,022,800
前渡金	2,508,000	預り金	29,828,680
未収金	25,338,005	未払消費税	8,019,700
その他の流動資産	0	その他の流動負債	6,910
貸倒引当金	-5,550,000		
II 固定資産	3,930,524,343	II 固定負債	1,047,108,000
1 有形固定資産	3,755,719,736	長期借入金	1,047,108,000
建物	1,689,309,237		
構築物	250,816,625	負債合計	2,297,104,375
医療用器械備品	280,138,667		
その他の器械備品	75,699,716		
車両運搬具	1		
建物附属設備	284,436,117		
土地	1,175,319,372		
その他の有形固定資産	1		
2 無形固定資産	89,134,034	純資産の部	
ソフトウェア	86,783,150	科 目	金 額
その他の無形固定資産	2,350,884	剰余金	3,041,864,797
3 その他の資産	85,670,573	うち当期利益	84,195,561
出資金	3,150,000		
長期前払費用	51,245,768		
権利金・保証金・敷金	9,513,500		
生命保険積立金	21,761,305		
その他の固定資産	0		
III 繰延資産	0	純資産合計	3,041,864,797
繰延資産	0		
資産合計	5,338,969,172	負債・純資産合計	5,338,969,172

様式 5 - 1

法人名 特定医療法人社団勝木会

所在地 石川県小松市八幡イ 1 2 番地 7

※医療法人整理番号

00080

損 益 計 算 書
(自 令和6年 4月 1日 至 令和7年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,659,492
2 事業費用		
(1) 事業費	5,685,783	
(2) 本部費	0	5,685,783
本来業務事業利益		-26,291
B 附帯業務事業収益		
1 事業収益		461,212
2 事業費用		380,872
附帯業務事業利益		80,340
事業利益		54,049
II 事業外収益		
受取利息	352	
その他の事業外収益	62,083	62,435
III 事業外費用		
支払利息	6,871	
その他の事業外費用	1,527	8,398
経常利益		108,086
IV 特別利益		
その他の特別利益	1,250	1,250
V 特別損失		
その他の特別損失	754	754
税引前当期利益		108,582
法人税・住民税及び事業税	24,386	
当期純利益		84,196

法人名 特定医療法人社団勝木会
所在地 石川県小松市八幡イ12番地7

※医療法人整理番号 00080

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

監 事 監 査 報 告 書

特定医療法人社団 勝木会
理事長 勝木 保夫 殿

私たちは、特定医療法人社団勝木会の 令和 6 会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 7 年 6 月 4 日
特定医療法人社団勝木会

監事



監事

